

わが国における銀行創設前夜 (その2)

津 守 金 次 郎

- XI. 明治新政府初期 (自 明治3年 至 明治5年) の政情と財政
- XII. 新貨条例の制定
- XIII. 民間における銀行創設の動き
- XIV. 国立銀行条例の制定
- XV. 銀行創設
- XVI. 後 記

— 前回 (徳山大学論叢第28号掲載) —

- I. 序
- II. 幕末維新の財政金融
- III. 王政復古直後の明治新政府財政
- IV. 大隈重信の幣制改革
- V. 伊藤博文の新政府出仕
- VI. 井上馨の新政府出仕
- VII. 為替会社
- VIII. 大蔵省の創設
- IX. 渋沢栄一の新政府出仕
- X. 伊藤博文の米国派遣

XI. 明治新政府初期（自明治3年
至明治5年）の政情と財政

明治3年から同5年にかけて明治新政府は二つの重要な政治問題をかかえていた。一つは廃藩置県、一つは武士の家禄奉還であった。なかでも明治4年から明治5年にかけては、廃藩置県をめぐる権力闘争、財政問題さらに条約改正等その後の日本を体系づけた重要な時期であった。

明治2年（1869）6月に諸藩は版籍を奉還し藩主は知藩事となった。しかしこれは名目だけで地方の実権は相変わらずこの旧藩主が握って、藩士もその下に結束していた。それぞれ武力をもち一朝事あれば新政府に反旗をひるがえそうと虎視眈々としている。特に薩摩藩の動向は新政府首脳の何よりの不安の種であり、政府をあげて薩摩藩対策にあけくれている。

新政府にとって何よりも先ずやらなければならない政治的課題は「廃藩置県」であった。政府部内でこの廃藩置県の政策をもっとも強硬に主張するのは木戸・大久保・大隈・後藤（象次郎）・江藤（新平）であり、伊藤・井上もこの政策の立案者であった。一方反対あるいは時期尚早とするのは西郷等であった。この廃藩置県を断行するには、特に大蔵省がこれに対応できる体制を立てることが最も急務であるとされ、明治4年（1871）6月27日大久保が大蔵卿に任ぜられ、大隈が参議になって（明治3年9月）以来空席であった大蔵大輔にその大隈が再任されたが、このような情勢の中で米国から帰朝して租税頭兼造幣頭となった伊藤は（後述）大蔵省職制章程草案を建議した。伊藤はアメリカ滞在中に合衆国政府の大蔵省制度を調査しており、今度建議したわけであるが、この伊藤の建議書は明治4年8月の大蔵省機構改革にあたって大いに参考とされた。この間の事情について渋沢は、「彼の各官庁の職制・章程も、伊藤の米国から持ち帰られたのを翻訳して大体の要領を得たから、これを政府に具申して諸官省の職制を立つることを促し、先ず速やかに大蔵省から実施するが宜いというので、自分がその取り調べを担当して、三日三夜私宅にいて徹夜で調べ上げ、それを政府に上申して実施するこ

1988年6月 津守金次郎：わが国における銀行創設前夜（その2）

とになった。』¹⁾と述べている。

明治4年（1871）7月14日に断行された廃藩置県の結果、旧幕府以来の二百七十余藩を廃して、全国三府三百二県とし、ここに中央集権は成ったが、これに伴い従来の太政官機構は大幅な改正が必要とされ、7月29日達によって太政官職制が改正された。これに伴い8月10日大蔵省の統轄する寮司は造幣・租税を一等寮、戸籍・営繕・紙幣・出納・統計・検査を二等寮、記録・駅通・勸業を三等寮とし、正算司を一等司とするものと定められた。

これをみると、「当時の大蔵省は、現在の大蔵・通産・農林・運輸・郵政・自治の各省を兼ねたような強大な権限を持つ行政機関となったことがわかる」²⁾。人事面では「当時政府部内で実力第一の大久保利通を長官に迎え、大少輔、大少丞、寮頭などの要職には井上馨、伊藤博文、渋沢栄一、松方正義、得能良介、郷純造、吉田清成、陸奥宗光、芳川顕正、田中光顕、前島密、中島信行、星亨等のちの明治の政・財・官界の大物になった逸材がひしめきあうという有様で大蔵省は名実ともに明治政府の中核的地位を獲得した」³⁾。

廃藩置県の断行に際し、当初、諸藩の抵抗が予想されたが、どの藩も政治や経済でゆきづまっていたので何の抵抗もなく受け入れた。しかし、政府は諸藩の抱え込んでいた負債を背負い込むことになり、この財政処理は大隈に委されることとなった。大隈は、国内における負債はその一部を切り捨て、その余は公債証書を発行して償還したが、難問は外債であった。その外債も大隈が外国商人と直接交渉し何とか処理できた。

さて、明治4～6年の間に大蔵省の活動の中心になったのは井上馨であった。井上は明治3年11月伊藤渡米のあとをうけて大蔵大丞から大蔵少輔に栄進したが、明治4年7月の機構改革後には大蔵大輔に昇進して大久保大蔵卿を補佐することになった。その明治4年秋欧米に使節団が派遣されることになり、大久保が伊藤と共に加わるようになった（後述）。大久保不在中は参

注1)「雨夜譚」巻之五（「日本人の自伝」第1巻，平凡社，330頁）。

2) 大蔵省百年史編集室「大蔵省百年史」上巻，大蔵財務協会，19頁。

3) 同上書，20頁。

議西郷隆盛が大蔵省事務監督を引き受けることにきめられたが、実際上は井上が大久保のあとを受けて大蔵省の責任者となったのである。

渋沢はその年8月13日大蔵大丞に昇進しているが、伊藤が米国から行なった建議・調査報告等は逐一渋沢が整理していたので、井上に対して詳細報告している。渋沢は「伊藤から来た書状は勿論、取調書類なども井上の一覧に供して、これまで調査した銀行の創立、諸官省の制度、公債証書の発行など何れも相談に及んだが、先ず速かに貨幣の制度を定めてその条例を公布するが尤も急務であるということで、その草案を改正掛で自分（渋沢）が担任して取調に従事して居ました。所が4年の5月頃になって伊藤が亜米利加から帰国せられて、銀行条例制定の事、公債証書発行の事、及諸官省の官制制定の事は切にその実施を急がれましたから、井上も時機を見てこれを行わねばならぬという考えで、尚又その順序方法等の調査を改正掛へ督促される様になって来ました」⁴⁾と述懐している。

この当時、新内閣の中心課題は財政問題でその第一は地租の改正、第二は秩禄の処分である。大久保は財政問題はわからぬとって逃げ、井上が大隈をたすけて財政に取り組むことになる。一番頼りになる伊藤は大阪にいる。伊藤は明治4年（1871）5月9日横浜に帰着したが、大蔵省での伊藤の地位は井上が占めていた。伊藤はその年7月28日租税頭、ついで8月10日造幣頭となり大阪に移っている。伊藤がアメリカで調査した造幣の知識を必要としたことであろうが、去る明治3年の民部大蔵分離の改革で伊藤と対立した大久保（大蔵卿）が伊藤を敬遠したのではなかろうか。

さて廃藩置県により中央政府の支配は全国におよび各省は統一国家としての行政施設を整えるために積極的に所管施設の拡張に乗り出した。この当時行なわれた制度改革のおもなものをあげても、裁判の独立・徴兵令の施行・教育令の発布・太陽暦の採用等重要なものばかりである。大蔵省では、新しい国家財政の基礎を固めるために旧藩債の処分、藩札の整理に着手した。大蔵省が当面していた当時の財政状況について「大隈侯昔日譚」は「財政経済

4)「雨夜譚」巻之五（前掲「日本人の自伝」第1巻，328頁）。

の分裂を統一するだけでも大困難であるが、況してや復古前後より外国との交際が開けたので、藩々は勝手に外国から物資を買ふて、夫が延払ひの取引、負債になって居るのを、藩々は疲弊して其の支払ひを怠り、続々訴訟が起る始末で、廃藩になると国家が支辨整理してやらねばならず、又今迄各藩で購入して居た兵器船舶等の代金も滞る、一々証文を書き換えると云ふ有様」であったと述べている。しかも、全府県を掌握したとはいえ、まだ地租改正も行われず、国庫制度も不備で国家収入は中央に集まらず、財源はきわめて乏しかった。そのため、井上は各省の予算要求に応じ得ず、その調整を正院に建言した。しかし正院も各省間の調整能力を欠いていたため、増額を要求する各省と大蔵省とは真向から衝突することになった。

その顕著な例は、明治5年に起った司法省との対立である。司法卿江藤新平は裁判所の拡張経費を大蔵省に要求したが、井上はこれを半額に削減し、また司法省の収入になっていた料料も国庫に納めることを主張し、井上と江藤の個人的不和にまで発展する。同様に文部・工部・兵部の各省とも予算削減をめぐる紛議が起った。このような大蔵省と各省との予算紛議を契機として大蔵省の強大な権限の縮小が再び問題化することとなった。

ところで、明治新政府に残された大きな懸案に条約改正問題があった。徳川幕府が締結した安政の日米通商条約は明治5年（1872）7月で期限切れになり、改正してもよいことになっていた。この不平等条約に苦しんでいた新政府は、この機会に条約改正するため大隈に各国条約改訂掛を命じた。大隈はこの改正交渉をする前に政府の特使を欧米に派遣し、諸外国の実状を調査する必要があると提案し採択された。かくて、右大臣岩倉具視を特命全権大使として国書を米英仏独など十三か国に奉呈することとし、木戸・大久保・伊藤・山口（尚芳）の四人を副使として随行させた。留守内閣は参議大隈・西郷・板垣であるが、西郷・板垣は武人であって、行政・財政については全く素人で、また熱意もない。大隈は「うるさい連中がいらないあいだに、やりたい改革をどしどしやればよい」⁵⁾と考えて留守役を引き受けた。

5) 榛葉英治「大隈重信」(上) 新潮社、126頁。

明治4年(1871)11月12日岩倉使節一行は横浜港を出港しサンフランシスコへ向かった。大使・副使・随員合わせて四十八人、男女留学生五十九人が同乗していた。大久保・伊藤の両人は条約改正に関する協議のため一度帰国(明治5年3月24日東京帰着)再度渡米(同年6月)し、その任を終えて帰国したのは大久保が明治6年(1873)5月、伊藤が横浜に着いたのは同年9月13日であった。その前日9月12日、新橋・横浜間の鉄道開通式が横浜鉄道館で催されている。この鉄道は伊藤がロンドンに留学のときに見た“火を吐く百足”(汽車)⁶⁾を日本でも走らせようと夢みて、明治2年(1869)11月初旬伊藤が建白し、大隈とともに外債を募集し、建設反対者と論争し骨身をけずる苦心を重ねて実現にこぎつけたものであった。

このような重要な時期に際して、大隈・伊藤・井上等もその政争の渦中において中心的役割を果たしているのであるが、一方に於て、新貨条例を布告(明治4年5月10日)し、国立銀行条例を制定(明治5年11月15日)している。また大隈は、岩倉使節団の留守中は内外の政治に改革を加えないとの約定を無視して次々と改革を進め、学制公布(明治5年8月)・徴兵令施行(同年11月)・太陽暦の採用(同年12月)を実施した。井上も大久保大蔵卿の代理として大蔵省の実権を握り、三等出仕渋沢がこれを助け、大隈もこの2人を積極的に支援した。

XII. 新貨条例の制定

さかのぼって明治3年(1870)9月、民蔵分離政争のあおりで大隈が参議となって大蔵省を去り、その年の暮れには伊藤も米国に発ったあと、大蔵省では大蔵少輔として大阪(造幣頭)から東京へ移った井上と大蔵少丞渋沢とが幣制の改革を推進することになる。

明治3年(1870)11月12日「新貨幣品位及び重量表」が太政官により裁定され、銀本位制を採用することになるが、これは政府が造幣工業首長として

6) 豊田穰「伊藤博文」(上)講談社、255頁。

任用した造幣技師英人ウィリアム・キンドル（明治3年2月2日任用）や東洋銀行支配人ジェームス・ロバートソンの意見によるところも大きかった。

ところが、前述⁷⁾のように伊藤が米國幣制を詳細調査し、世界の趨勢が金本位制にあり従って近い将来東洋諸國も金本位制とせざるを得ない旨の意見書（明治3年12月29日付）を提出したので、大隈・井上・渋沢等は討議を重ねることになる。明治4年（1871）2月15日造幣寮の創業式（後述）に列席した大隈参議は、同日来会した東洋銀行支配人ウィリアム・カーゲルの意見を聴き、伊藤の意見を折衷して、既に定めた銀本位制を改めて当分の間金銀両本位とすることとした。明治4年2月30日付で大隈参議・井上大蔵少輔・渋沢大蔵小丞の連名による在米國の伊藤あて回答書によれば、「大阪造幣開寮之式日ニ際シ候ニ付彼「カーゲル」杯モ來會ニ付同所於テ更ニ数日之審議細論ヲ遂ケ御建議之旨趣參酌折衷之上當分金銀兩本位ト相定可申積ニ了局イタシ候」⁸⁾と述べている。しかしながら、その年3月初旬、伊藤は随員吉田二郎をひとまず帰朝させ金銀兩本位よりもむしろ金本位採用の必要である所以を力説させた。かくして、明治4年4月に至って新貨幣制を金本位とする旨決定した。伊達卿・大隈参議・井上大蔵少輔・渋沢大蔵少丞・吉田太郎連名の在米國伊藤あて4月2日付回答書は、「窮竟最前豫定之銀貨ヲ似テ本位トシ金貨ヲ助金タラシムルノ所見ハ只管東洋多銀少金ノ景狀而已注意イタシ候ニテ第一貨幣之眞理ヲ失ヒ將來ノ宏規難相立事ト論決シ因而ハ姑息之更正ヲ加候ヨリハ寧ロ公秤量法之嚆矢ト相成候方ト断然金貨貳拾圓ヨリ壹圓迄毫之別ナク「メトリック」量方ニ照準シ壹圓銀貨ハ全ク廢止センメ唯定位銀貨ハ助金タルニヨリ最前豫定之分ニ据置聊其制限ヲ更正シ以テ我國貨幣之定度相定度」⁹⁾と述べている。また、銀本位制を改めて金本位制とする太政官への稟申書は「銀貨ヲ以テ本位トシ金貨ヲ定位トイタシ置候儀ハ第一貨幣之實理ヲ失ヒ流通ノ際往々多少之不便モ可相生哉ト再考仕候」として金本位制採

7) 「X. 伊藤博文の米國派遣」の項参照。

8) 明治財政史編纂會「明治財政史」第11卷，明治財政史發行所，338頁。

9) 同上書，339頁。

用に改めること、また、「是迄各國引合之手続モ有之尚一時通商之便利ヲ謀り候」¹⁰⁾として、銀貨は開港場のみの流通に供する「貿易銀」とすると述べている。

明治4年(1871)5月10日新貨条例および造幣規則が布告された。伊藤はその前日5月9日帰朝している。

新貨条例は金本位制を採用しながらも、当時アジアの貿易決済通貨であったメキシコドル銀貨とほぼ同一の品位・量目の貿易用1円銀貨にもほとんど無制限の通用力を認めたという点で、実質的には金銀複本位制を採用したものであった、というのが通説となっている。

新貨条例は、再三にわたり貨幣形式や種類などに改正が加えられ、明治8年6月25日「貨幣条例」と改称されて、明治30年10月の「貨幣法」施行に伴い廃止されるまで存続した。

ところで、造幣工場はその罹災(明治2年11月4日)後再築にかかり、明治3年(1870)11月に竣工した。井上は明治3年5月4日造幣頭となり造幣事務に専任していたが、その年11月12日大蔵少輔となり東京へ移ることになる。12月18日井上は造幣助久世を伴って上京、同月22日大蔵省で参議大隈・大蔵少丞渋沢と造幣寮の創業式について協議し、その期日を明治4年(1871)2月15日(新暦4月4日)と決定し、太政官の決裁をうけた。

新貨条例布告(明治4年5月10日)後1年を経た明治5年(1872)5月13日、大蔵大輔兼造幣頭井上が執行官となり、恒例となって今日まで続いている「貨幣大試験」¹¹⁾が行われた。

XIII. 民間における銀行創設の動き

井上は明治4年(1871)7月28日大蔵大輔となった。大蔵卿は大久保利通

10) 同上書、341頁。

11) 「毎年製貨試験分析定則」(明治4年5月28日制定)にもとづき、製造済貨幣の試験を公開の場で行う。

である。それまで井上は造幣事務を推進するかたわら大阪為替会社に対し間接的に保護指導を与えていた。明治4年7月5日為替会社を管掌していた通商司が廃止され、その事務を大蔵省で管掌することになった。井上は為替会社の経営の失敗原因につき深く反省するとともに、銀行ならびに会社に関する研究をすると共に、その知識を一般に普及するため、同年9月大蔵省から立会略則および会社弁を発行した。立会略則は渋沢が会社設立の方法等を述べたものであり、会社弁は福地源一郎が預り金・為替その他諸会社の得失便否を詳細に論述したもので、これにより合資結社の方法が理解されるようになり、銀行もしくは銀行類似の会社を設立しようとする請願が続出した。なかでも積極的であったのは三井組三野村利左衛門であった。

遡って新政府が太政官札を発行した際、その流通を図るため京都・大阪に商法司が設立¹²⁾されたが、次いで江戸でも太政官札流通のため商法司の設立を建言したものがあった。江戸の三井御用所手代三野村利左衛門である。慶応4年（1868）9月12日東京商法司会所が設立された（9月8日江戸を東京と改称）。

三野村は幕府の勘定奉行小栗上野介忠順——幕府最後の財政を担当した——の雇仲間から身を起し、後、三井御用所に雇い入れられて（慶応2年11月2日）三井を幕府財政政策の中心に据えて活躍する。したがって、幕府の倒壊とともに失脚の危機に陥ったが、太政官札の江戸での流通難が三野村に再起の機会を与えた。

慶応3年（1867）8月三野村は小栗に命ぜられて三井御用所で「江戸横浜通用札」を発行したが、これは幕府が額面10万両の金札を三井御用所に引き渡し、これを幕府の外国方関係の支払いに充当するというもので、三井はこの金札を持参したのに対して正貨と引き換える。その準備金は関税収入である。きわめて巧妙な紙幣発行方法であって、「これはすべて小栗・三野村のコンビで案出し、実行した」¹³⁾のであり、「公的な兌換紙幣のはじまり」¹⁴⁾

12) 「Ⅲ. 王政復古直後の明治新政府財政」の項参照。

13)・14) 坂本藤良「幕末維新の経済人」中央公論社、116頁。

といわれる。

維新政府では三岡が登用され、新政府の資金調達に悪戦苦闘を続けたのに比し、江戸における財政は小康を保っていたわけで、幕末の大商人達は幕藩体制が簡単に崩壊するとは夢にも思っていなかったから、三岡の太政官札流通への協力要請に応じなかったことは当然の成り行きといえよう。そのような情勢の下で、三井（三野村）は先見性をもっていち早く明治新政府に積極的に協力した。当時、三井は資金欠乏で破産寸前の状態にあったから明治新政府側についてたところで失うものはほとんどなかったことも、鴻池など資金潤沢で事業も隆盛な商人と違って極めて身軽で思い切った転換が可能であったし、また三井はもともと近江の出身で京都に両替の大元方を置き永年「禁裡御用」をつとめていたという特殊事情もあった。かくして三井は他の大商人が二の足を踏んでいる間に、いち早く新政府支持に踏み切り、小野組島田組がこれに続くことになった。

明治2年（1869）2月三野村は東京に東京貿易商社を設立し、みずから貿易を行うとともに貿易関係の商業金融を行うことを計画したが、同年5月為替会社が出来たのでそれを通商会社に改組した。東京貿易商社は、外国貿易を行うほか、貸付・預金・為替などの金融業務を営業とするもので、その内容はかつて小栗が慶応3年（1867）4月設立建議を行った兵庫商社——貿易の完全な発達を期し、財政の融通をはかる——をほとんどそのまま再現させたもので、三野村が小栗から学んだ所産と考えられる。

さて、通商会社・為替会社は発足はしたものの「会社」という組織について役員や社中が無知であったことが主因で経営が失敗¹⁵⁾する。このとき、三野村は共同出資の為替会社がうまくいかぬなら三井が単独でバンクを創立しようとするようになった。

明治4年（1871）5月新貨条例が公布され、新貨幣の品位・量目・種類等を定めたが、問題は鑄造に必要な地金銀を如何にして準備するかという点であった。この幣制改革を担当したのは大蔵少輔井上馨と大蔵大丞渋沢栄一で

15) 「VII. 為替会社」の項参照。

あったが、三野村はこの井上・渋沢と緊密な接触を保っていたので、地金回収と新旧貨幣の交換用務を三井単独で引き受けることを要請し、成功する。新貨幣為換方の拜命は決して単なる地金回収と新旧貨幣交換の委嘱のみを意味するものではなく、それは銀行創立の勸奨を含んでいた。新貨幣為換方の辞令の廉書（箇条書の意）の末尾は「総テ貨幣交替流通之便ヲ資クル為メ東京其外之地ニ於テ真成之銀行創立候様心掛尽力可致候事」¹⁶⁾を記載している。三野村の銀行創立計画はこのときにはじまったと考えられる。

新貨幣は7月5日にその見本5組が造幣寮から大阪三井組に手渡され、同店ではただちにこれを東京・西京・神戸・横浜の四店に配分、同月24日から1両1円の比率をもって交換を開始するに至った。しかしながら、限られた鑄造能力では急速かつ多大の需要に応ずることは到底不可能であった。しかも48百万両にのぼる太政官札の流通期限である明治5年（1872）末はすでに1年半に満たない先まで迫ってきていたので、応急の対策としては兌換券の発行が残された唯一の方法であった。当時、大量の政府紙幣の整理方法として、イギリス流の中央銀行を創設しようとする考え方が有力であって、イングランド銀行を範とする中央銀行を設立し、その発行する銀行券をもって政府紙幣を整理しようと考え——吉田清成ら（後述）——政府部内にも多くの支持を得ていた。その具体化の第一歩が三井組による銀行設立の勸奨であった。三井組が、「為換座を単独拜命したとき、三野村は三井の手で銀行を創立して兌換券を発行し、この急に應ずることを、すでに井上・渋沢ら大蔵当局者との間に了解を取り付けていたと思われる。それが前に引用した『廉書』に『真成の銀行』を創立すべき一条として現されていたのである。』¹⁷⁾

明治4年（1871）7月、三野村は為換座三井の名代として銀行創立と発券の願書を大蔵省に提出している。要は「三井一家の共同出資によって、銀行を創立して、百五十万円ないし二百万円を限度とし、二十円・十円・五円・一円の四種からなる兌換証券（紙幣）を発行すること、これに対して七割五

16) 三井銀行八十年史編算委員会「三井銀行八十年史」三井銀行、54頁。

17) 同上書、56頁。

分の正貨を準備すること、および右の証券を政府紙幣同様に一般に流通させること」¹⁸⁾を願い出たのである。

三野村の銀行創立出願は8月15日付で認可されたのであるが、その後政府の方針が伊藤の米国金融制度調査の結果により、従来井上・渋沢らの考えていた英国風の私立銀行制度と異なる米国流の国立銀行制度を採用することに一転した。そのため、大蔵省は為換座三井組に対する銀行設立の認可指令を取り消してしまった。しかしながら、兌換券の発行は早急を要したので、大蔵省は改めて大蔵省正金兌換証券¹⁹⁾を為換座三井組の名義で発行することを命じた。この「大蔵省兌換証券には十円・五円・一円の三種があり、総額六百八十万円が発行された。世上ではこれを三井札と通称した」²⁰⁾。さらに開拓使証券²¹⁾も為換座三井組の名義取扱で発行することとなった。

18) 同上書、57頁～58頁。

19) 明治4年5月新貨条例を制定したが、はじめての造幣事業であって新貨の铸造高が充分でなかった。また、当時古金銀は人民一般が嫌忌しその価格が下落していたので、政府はこの証券を発行して古金銀を収集することとした。更に、明治4年7月の癩藩置県の大改革に際して歳入の徴収が不足したので、その不足を補充するため大蔵省証券を発行することとした。

「大蔵省兌換証券ハ即チ兌換紙幣ニシテ其兌換ノ事務ヲ三井組ニ託シ同組ノ名義ヲ以テ明治四年十月十二日ノ布告ニ依リ發行セシモノナリ右發行ノ事由ニニアリ其一ハ明治四年五月新貨条例ノ制定アリシニ拘ラス造幣ノ事業創始ニ属シ新貨ノ铸造高充分ナラス且ツ當時古金銀ハ人民一般ニ嫌忌シ其価格紙幣ニ對シ下落シタルヲ以テ此証券ヲ發行シテ古金銀ヲ収集セントスルニ在リ其二ハ明治四年七月癩藩置県ノ大改革ニ際シ歳入ノ徴収充分ナルコト能ハス歳計上巨額ノ不足ヲ生シタルヲ以テ此不足ヲ補充セントスルニ在リ」(明治財政史第12巻5頁)。

20) 前掲「三井銀行八十年史」59頁。

21) 北海道開拓事業を推進するに際し、歳入に余裕がなかったのでその費用に充てるため開拓使兌換証券を発行することとした。

「開拓使兌換証券ハ其性質大蔵省兌換証券ト同シク明治五年正月十四日ノ布告ニ依リ三井組ヨリ發行シタルモノナリ而シテ其發行ノ事由ハ當時大ニ北海道開拓ノ事業ヲ起サントセシモ歳入ニ餘裕ナキヲ以テ之カ費用ニ充テントスルニ在リ」(明治財政史第12巻6頁)。

Ⅳ. 国立銀行条例の制定

伊藤や井上は、かねて金融の疎通を図るため為替会社を設立指導したが、その成果は所期のごとくならず、不振を極めていたので、政府・民間ともに完全な銀行を組織すべき要望が急速に高まった。伊藤等は為替会社経営の失敗に鑑み、制度として整備しなければ再び為替会社の徹をふむことをおそれ、まず、新しく条例を制定して制度として完全な銀行を創立することを企図するに至った。特に政府紙幣——明治元年より明治5年までに発行した紙幣は8千万円余——の銷却処分が急がれたのである。

明治4年（1871）5月伊藤が米国調査から帰国して建議弁論したことは銀行制度の創立を一層促すことになった。

明治2年（1869）5月28日、大隈は政府の発行紙幣（太政官札）を明治5年中に正貨と引き換えること、また交換未了のものは翌6年から年6分の利子を付することを布告した。そこで、政府は伊藤の建議を用い、米国の制度に倣って条例を制定することを決意するに至る。

銀行制度としてどのような制度とするかについては、伊藤の建議に賛成して米国法制「ナショナルバンク」の制度²²⁾によることが政府紙幣銷却の最良

22) ナショナルバンクの制度

アメリカは建国以来、各州の自治権が強く、銀行のことも各州の権限に委ねられていた。そして、各州がその法律にもとづき銀行を設立していた。

これを、State Bank（州法銀行）とよんだ。しかるに、南北戦争（1861～65年）の際にその制度の欠陥が反省されることとなり、国の統一的な法律により銀行を設立させ、これに銀行券発行の権限を与えようという National Bank（国法銀行）の制度が1863年に施行された。大蔵少輔伊藤博文がアメリカへ行ったのはその施行の8年後のことであった。この制度の目的は、南北戦争の後インフレーションが発生して、グリーンバックスなる政府発行の不換紙幣が著しく減価したので、これを整理し、インフレを収束するにあった。1863年6月以後各地にナショナルバンクが設立され1866年10月には1644行となった。そして、これらの銀行が銀行券を発行し、インフレ収束の目的が達成された。伊藤がこの制度を見て、相似た情勢下にあったわが国に移植すべきものと考えたのも、大いに理由があったのである。

の方法であるとする説に対し、吉田清成²³⁾等が英国「ゴールドバンク」の組織による兌換制度²⁴⁾を主張した。

明治財政史によれば「政府中此議ヲ可トスルモノハ之ヲ以テ紙幣銷却ノ最良方法トナシ之ヲ否トスルモノハ紙幣銀行ハ我國情ニ適セス到底紙幣銷却ノ目的ヲ達スルニ足ラス却テ中途ニシテ蹉跌シ更ニ一種ノ紙幣ヲ増加スルノ虞アラシ故ニ今銀行ヲ起サント欲セハ「ゴールド・バンク」即チ金券銀行ノ制ヲ取ラサルヘカラストシ議論紛然タリシ」²⁵⁾という状況であった。

明治4年の初頭頃、参議大隈と大蔵少輔井上は一つの銀行設立構想を示していた。それは、「明治2年5月の布告により新鑄造貨幣と引き換えることになっていた太政官札は、3年6月の建議に基づき、ドイツに製造を注文の中の新紙幣とひとまず引き換えることになったが、この新紙幣は5年後でなければ新鑄造の正貨と交換されないで国民の信用も薄く、価値の低落は必至と思われる。そこで、1両以上の太政官札は年6%の利付国債と引き換えて整理し、同国債は新税をおこして約20年で消却することにする。2分以下の太政官札は50銭以下の小額新紙幣と引き換えても、小口取引用として便利であるから国民の異論は少ないであろう。

一方、三井のような富商に政府の保護のもとに「バンク・オブ・ジャッパン」を設立させ、1円以上の新紙幣は政府の代わりにこの銀行に発行させる

23) 吉田次(清成)

薩摩藩士。慶応元年(1865)イギリス留学、同行の藩士に森金之丞(有礼)、畠山丈之助(義成)、鯨島清蔵(尚信)、五代才助(友厚)、松木弘安(寺島宗則)、上野景範がいる。アメリカにも渡って政治経済の学理と實際を習得して明治3年(1870)帰朝、明治4年2月大蔵省に入り、同年5月9日大蔵少丞、同年10月18日大蔵少輔。同年7月28日から同年10月18日まで伊藤租税頭の下で租税権頭を勤めている。

その頃「英米両国の金融の実情の分かっていた人といえばこの人を措いてなく、英蘭銀行を模範とした中央銀行の創立を主張したのも分かるような気がする」(吉野俊彦「日本銀行制度改革史」東京大学出版会、57頁)。

24) 「ゴールド・バンク」の組織による兌換制度

イギリスに於ける1844年のピール条例によるイングランド銀行の通貨主義に基づく発券制度を強調した兌換制度である。

25) 前掲「明治財政史」第13巻、2頁。

1988年6月 津守金次郎：わが国における銀行創設前夜（その2）

ことにし、新鑄造の貨幣（真貨）をその引換準備とする。さらに、政府の発行する小額新紙幣の新鑄造貨幣との引換えも同行にゆだねれば、小額新紙幣・新貨幣の流通上良いし、国民の便宜にも資するであろう。また、政府にとっても新紙幣に関して苦慮する必要が少なくなるだけでなく、新紙幣の權威が備わり信用が高まれば、正貨準備を超えて新紙幣の発行も可能となるので、『政府モ自ラ融通ヲ得テ可然』と考える。²⁶⁾ というもので、そのねらいは、政府新紙幣の正貨兌換化を助け、その価値安定を確保することにあった。

次いで、前述²⁷⁾の伊藤の建議に対しては明治4年2月30日（旧暦）、伊達・大隈・井上・渋沢連名で伊藤に書簡を送り、その中で「国債證書我國ニ相行ハレ多ク巨商豪農ノ手ニ聚リ候上ニテ其證書ヲ以テ紙幣ヲ発行イタシ候儀ハ至極便利ノ處置ニ相間候得共其國體ニヨリ人民ノ權利ニ差別有之一概ニ彼ヲ以テ是ニ移シ候事モ如何可有之哉」²⁸⁾と疑念を表明している。さらに同年4月2日、伊達・大隈・井上・渋沢・吉田（太郎）連名の伊藤あて書簡では、「真貨準備ノ會社ヲ設ケ西洲普通ノ「バンクノート」法ニ歸セシメ往々紙幣真貨ノ別ナク互用之道相立候上ニテ始テ紙幣ノ實理活法ヲ得ルト可申然ルニ即今稀少ノ會社ヲシテ右紙幣發行ニ從事セシメ候ハ、他日正金會社設立ニモ差支可申尙更一步ヲ進メ細案イタシ候ハ、若シ御建議之會社發行紙幣法施行ノ上適宜ノ場合ニ相成候ハ、終ニハ苟安之念ヲ長シ自然真貨換用法ニ刻苦從事ノ道薄ク相成候幣害無之トモ難申」²⁹⁾として、明らかに伊藤の建議を批判しており、その時期では拒否の方向に傾いていた。政府の考えている構想は、吉田清成の提案といわれているイギリス流の「ゴールド・バンク」（金券銀行）構想に依拠していたといえよう。

この政府の構想により、明治4年6月5日三井組が御用為換方を命ぜられ、新旧貨幣の交換と地金回収に当たることになった際、銀行創立を勸奨され、

26) 日本銀行百年史第1巻、32頁。

(明治4年1月2日付伊藤あて参議兼大蔵大輔大隈と大蔵少輔井上よりの書簡)。

27) 「X. 伊藤博文の米國派遣」の項参照。

28) 前掲「明治財政史」第13巻、19頁。

29) 同上書、25頁。

同年7月に銀行創立の願を提出している。³⁰⁾

このような政府構想が急転するのは伊藤が帰国した明治4年(1871)5月9日以後のことであったようだ。これまでの政府構想と伊藤の建議との主な対立点は、新しい銀行券の発行方式を正貨兌換制とするか、あるいは政府紙幣を含む通貨兌換制とすべきかという点にあった。

伊藤は明治4年4月5日米国からの帰途、桑港から紐育在留の中島信行(通商正)に送った書面の中で、「我大蔵省ノ見込ヲ以想像致候ニ全國ノ民力ニ因テ進退スルノ遠謀無之政府丈ノ會計ヲ計リ人民ノ興廢ニハ関係セサルノ策ト被臆測候」³¹⁾と述べている。すなわち「伊藤は、この構想が政府紙幣の価値安定という観点から正貨兌換に固執しすぎており、正貨兌換の銀行券を発行する銀行、すなわち「ゴールド・バンク」(金券銀行)を設立しても、精々のところ同銀行からの政府借入れの可能性しか念頭においていない、新設すべき銀行に金融機関本来の機能を発揮させ、民力の興隆を促進させることを考慮していない、と批判したと解することができよう。」³²⁾

この制度論争は明治4年(1871)8月9日頃まで活発にたたかわされたが、同年11月になって妥協するに至る。「ナショナルバンク」の制度を主張する論者は紙幣兌換主義を改めて正貨兌換とすることを容認し、一方「ゴールドバンク」の制度を主張する論者は公債証書を抵当として銀行紙幣を発行する計画を受け入れることとなった。この間の事情について世外井上公伝は「其異説は吉田清成といふ人が主張者であった。それは英吉利流儀でなければならぬ、亜米利加流儀は統一が無くていかぬから、銀行は英吉利流儀に造るが宜からうと云ふのが吉田の説。勿論それは尤もなんです。決して悪くはないけれども、其時の伊藤さんや井上さんの説は、亜米利加式に依って兌換引換をしやうと云ふ、不換紙幣を兌換しやうと云ふのが趣意だった。そこで亜米利加制度に據らうとした、それが種々論があつて、幾度も寄合ひました。そ

30) 「XII. 民間における銀行創設の動き」の項参照。

31) 前掲「明治財政史」第13巻26頁。

32) 日本銀行百年史、第1巻、32頁～33頁。

れでとうとう結局井上さんが判断して、まづ後にはどうするとも、此場合は伊藤の調べて来た亜米利加のナショナル・バンク・アクトを採用してやるが宜からうと思ふ。あまり愚図々々言って居ると、時を遅らして成立たなかつたら仕方がない。三井などは大に力を入れて、銀行を造りたいと言って居るから、其時を失はずに掛るのが宜からう。事業などと云ふものは、一時に完成する譯に行かぬから、或は吉田の説も宜いかも知れぬ、亜米利加よりも英吉利の制度が宜いと云ふことは、金融一體の方法としては然りであらうけれども、今日本に於ては此法を採用するが適當と思ふといふことに論が歸した。私（渋沢）もそれに御同意申した方。」³³⁾ という渋沢談話を引用説明している。

このようにして、わが国における最初の銀行制度は、伊藤の建議が容れられて米国銀行制度が即效ありとされ、井上・渋沢の手により法制化が急がれることになる。このように廟議が決定すると大蔵省は特に省内に銀行条例編纂掛を設け紙幣頭渋沢栄一、同権頭芳川顕正に命じて専ら該事務を管掌させることとし、さきに伊藤が調査資料として政府に提出していた米国紙幣条例を核とし、之に欧米諸国の貨幣に関する法律規則を参酌し、あわせてわが国の実情に照らして審議立案し、条例とともにその施行細則もあわせて成規の編成に着手した。

渋沢は立案につき、大蔵省内の人々の意見を参考にしたことはもちろんであるが、東洋銀行のカーゲルやロベルトソン両人とも反復弁論しており、なお福地源一郎の調査も参考にしている。

渋沢は当時大蔵大丞兼紙幣頭であったが、その回顧録によれば「此時に或る一説は此銀行創立の方法を英吉利に拠るべしと主張されました。其云ふ所の趣旨は、紙幣始末に付いては、成程現況は亜米利加に拠るが宜しい様であるが、去りながら銀行の組織と云ふものに於ては、亜米利加は完全であると云はれぬ。英吉利の制度を採りたいと思ふ。其上此の方法に依って國立銀行を創立すればとて、果して今日の不換紙幣を整理することが出来るとも確

33) 井上侯伝記編纂会「世外井上公伝」第2巻，原書房，277頁～278頁。

信じかねるから、寧ろ英吉利の制度に拠ったら宜からうと云ふことでありました。此論を主張せしは、今故人になりました吉田清成氏で、其時分は氏は大蔵省出仕を勤めて居りました。此両説の起りたるは明治4年の秋若くは冬に掛つての事で、伊藤伯は其頃帰朝されしも、大蔵省の事務を採ると云ふ都合ではなく、今の内務大臣の井上伯が大蔵大輔にて専ら省務を執つて居た。そこで伯の考は、既に伊藤が米國に於て充分取調べたる上にて見込を付けて来たのだから先づ此法で銀行を起して見たら宜からう。殊に米國に適例のあることなら、日本の銀行は寧ろ各地方に小さく創立させるが適當であろうと云ふ論旨であつた様に覚えて居ます。

依て先づ亜米利加の銀行規則を翻訳して、之に倣ふて日本の銀行条例と云ふものを作る為に取調べをするが宜しからうと云ふ事で、4年の10月頃漸く論定して、私も其時分大蔵大丞を勤めて居りましたから、始終其議論に参与して、終に此条例を組立てるに付いては私が其主任に成つて調べると云ふことになりました。夫れから伊藤伯の送り越された原書の翻訳文を綿密に吟味して一々日本の文に当てて条例文を組立てました。³⁴⁾と述べている。

明治5年(1872)6月条例成規の草案が成り、井上は上野(景範)・渋沢と連名でその草案を正院に上呈し允裁を仰いだ。太政官は同年8月5日に之を認可、同年11月15日第349号布告を以て国立銀行条例を全国に布告した。この条例の目的について太政官布告第349号は次のように述べている。「貨幣流通ノ宜ヲ得運用交換之際ニ梗阻ノ弊ナカラシムルハ物産蕃殖之根軸ニシテ富國之基礎ニ候處從來御國內ニ於テモ為替兩替等ヲ業トイタシ歐亞各國ニ通稱スル「バンク」之業體ニ等シキモノモ有之トイヘトモ其方法ノ精確ナラサルト施為之陋拙ナルヨリ充分人民之便益ヲ得ルニ至ラサルニ付此度政府之公債證書ヲ抵當トシテ正金引換ノ紙幣發行ノ銀行創立ノ方法ヲ制定シ普ク頒布セシメ候條望ノ者ハ其力ニ應シテ願出右銀行創立可致尤モ其創立之手続營業ノ順序等者都テ国立銀行條例同成規之條款ニ照準致シ每事確實ニ取扱候様可

34) 土屋喬雄「お雇外国人」(金融財政)鹿島研究所出版会、42頁～43頁(「青淵先生六十年史」第1巻第11章第2節より)。

致候事」³⁵⁾。

国立銀行条例は、不換紙幣である政府紙幣に替えて、正貨兌換の銀行券を発行し、これによって通貨価値を安定させ、政府紙幣も整理しようとの意図によったものであった。

同条例によれば、資本金の6割相当の政府紙幣を政府に納付し、政府はこれと引き替えに6分利付の金札引替公債証書を与え、銀行はこの公債証書を発行紙幣の抵当として政府に預託して、同額の銀行紙幣の交付を受けて、これを営業資金にあてる。この銀行紙幣は正貨兌換の義務があり、この義務履行のために資本金の4割相当の正貨を保有準備しなければならないことになっていた。

この国立銀行設立によって、政府は政府紙幣を吸収しつつ兌換紙幣の流通を図り、貨幣価値の安定を得ようとしたもので、政府はこの条例実施のために、15百万円分の銀行紙幣を製造し、準備した。

ついで明治6年3月30日第121号布告を以て「金札引換公債証書条例」を發布した。

XV. 銀行創設

さきに明治4年(1871)7月、三野村利左衛門が大蔵省に提出した銀行創立願は、一度は認可されたものの、伊藤の米国型国立銀行制度採用の建議をうけて認可を取り消されたことは前述のとおりである。³⁶⁾ そのほかその年の12月に東京銀行、明治5年(1872)正月に江州バンク等、銀行創立の出願が相次いで提出されているが、大蔵省はその認可を拒否しつづけている。5年2月になると小野善右衛門(小野組)も銀行創立願書を提出した。小野は薩摩の五代友厚を頼り、銀行設立を三井組に認めるなら小野組にもということであった。井上も渋沢もその五代の要求を無視できず、次第に両組の協同設

35) 前掲「明治財政史」第13巻、31頁。

36) 「XIII. 民間における銀行創設の動き」の項参照。

立に傾いてゆく。三野村は鋭意銀行の創立に向かって準備しており、「明治4年暮以来大隈・井上・渋沢から銀行業務実習のために青少年同族をアメリカに派遣して、銀行創立の際に備えることを勧められていたので、かねて京都府立欧学舎で洋学を学んでいた青少年同族を中心として、アメリカに派遣するに至った」³⁷⁾。「明治5年(1872)2月17日に、三井弁蔵(高景, 二十三才, のち三井鉱山株式会社社長), 同貞次郎(高悠, 二十一才, 米国で客死)・同武之助(高尚, 十八才, のち東神倉庫株式会社社長)・同長四郎(高棟, 十六才, のち三井合名会社社長)・同養之助(高明, 十七才, のち三井物産株式会社社長)の五人の青少年同族が、野依周吉郎(二十八才)・吉岡常太郎(二十一才)の両手代を従えて」³⁸⁾, アメリカに向かった。

そのまえ、三井家は明治5年(1872)「正月二十五日、三郎助(高喜)・次郎右衛門(高朗)・篤二郎(高潔)の在京三井家同族と三野村・斉藤の両重役は、大蔵大輔井上馨の邸に呼ばれ、参議大隈重信・大蔵大丞渋沢栄一列席の上で、三井家は呉服業を分離して、バンクの創立に専念すべき内命を受け、諾否の即答を迫られた」³⁹⁾のであるが、「幕末以来不振を続けてきたとはいえ、呉服業は三井家にとって伝統の家業であったからこれを分離することは容易ならぬ大改革であったが、銀行創立の熱意に燃えていた主脳部は即座にこの内命を受諾した。」⁴⁰⁾のである。次いで、同年4月14日、「渋沢大蔵大丞の私邸に招かれた高喜・高朗・斉藤・三野村の四人が、小野善右衛門(旧姓西村勘六)・行岡庄兵衛・古河市兵衛の小野組主脳と同席の上、『一同へバンク開方御内話』を聞かされ、酒肴のもてなしを受けたのをはじめとして、以来五代才助(友厚)をも交えて、政府当路と三井・小野両組の接待がくり返された。そして、五月二十一日に至って、井上大蔵大輔は渋沢大蔵大丞・芳川顕正紙幣権頭同席の上で、三井に対して小野組との不和を解消せよと迫ったの

37) 前掲「三井銀行八十年史」62頁。

38) 同上。

39) 同上書, 61頁。

40) 同上書, 62頁。

である。」⁴¹⁾

この頃、渋沢と芳川とが立案中の国立銀行条例草案が漸く完成しつつあり、井上・渋沢は、「国立銀行制度をしくにあたって、三井に対するかねてからの経緯と、小野組の熱心な希望とをあわせいかすために、両組の共同によって銀行を創立させようとする腹案をいだき始めていたようである」⁴²⁾ また、「当時井上・渋沢は官界において窮境に立ち、すでにその辞任は時期の問題となっていたのであり、三井・小野共同の国立銀行に、辞職後の渋沢がはいることが井上との間で議せられていたと推測される節があった」⁴³⁾ のである。

このような経緯を経て、明治5年（1872）6月18日に三井・小野両家連署をもって銀行創立願書を提出するにいたった。この共立銀行の創立出願は、三井組の側からは「当時圧倒的な権威を擁していた官辺の圧力に抗しかねて、単独銀行創立のための捨石として、連署提出したにすぎなかったのである」⁴⁴⁾

この銀行創立願は同年8月15日認可になった。これが第一国立銀行の前身であって、この設立には井上および渋沢・芳川の尽力が極めて大きかったといえよう。

一方、井上はかねて民間においても政府においても銀行業務取扱の方法や経営方法などについて全く知識がないことを憂慮していたので、銀行業務に関する知識経験の豊かな外人を招聘することとし、国立銀行条例草案を正院に上呈した後間もない明治5年（1872）7月5日アレキサンダー・アレン・シャンド⁴⁵⁾雇入れの伺を提出し承認された。シャンドは明治5年10月1日か

41) 同上書、63頁～64頁。

42) 同上書、65頁。

43) 同上書、65頁～66頁。

44) 同上書、68頁。

45) シャンド（Alexander Allan Shand）1844年スコットランド生れ。1870年（明治3年）チャータード・マーカンタイル・バンクの支配人となる（26歳）。

明治5年10月1日から大蔵省雇となり紙幣寮に勤務、明治10年3月解雇——途中一時帰国——されている。

「大蔵省の所管行政事務中において、開省以来今日まで一貫して中権をなして
(次頁脚注へ続く)

ら紙幣頭（芳川顕正）の書記官として勤務し、わが国の近代的銀行制度移植に大きな功績を残した。シャンドは、大蔵省の官吏や第一国立銀行の行員たちに銀行簿記を教授しながらわが国最初の銀行簿記の教科書であるといわれる「銀行簿記精法」を刊行した。明治財政史によれば「明治六七年ノ交ニ至リ漸次国立銀行ノ設立ヲ見ルニ至リタルト雖モ創業ノ際未タ全ク緒ニ就カス其役員ハ皆舊來ノ商估ニシテ概ネ新進ノ知識ニ乏シク徒ニ舊套ヲ襲用スルノミ殊ニ帳簿ノ記入ノ如キ亂雜ヲ免レサルヲ以テ大蔵省ハ御雇外國人「シャンド」ニ命シ首トシテ西洋簿記ノ法ヲ選定セシメ以テ之ヲ當該官吏及第一国立銀行員等ニ習得セシメタリ」⁴⁶⁾と記している。

渋沢も早くからシャンドに接触し、その教えを受けている。後年「シャンド直伝の（中畧）私共オ一の高弟であった。シャンドに簿記又は銀行経営の事を教わった人の一番筆頭であった。オ一銀行などは其後各銀行が成立する間即ち明治9年より11年まで始終簿記に付いては下稽古所で講習所的事まで致しました。（中畧）当時シャンド無かりせば、日本の簿記法は、今日の如くには発達しない。」⁴⁷⁾と記している。

さて、前述の三井・小野共同の銀行は国立銀行条例が公布された後に第一国立銀行として設立される予定のもので、設立認可後着々と創立準備が進められ、11月15日の条例公布をまって同月22日に株式募集を公告、翌明治6年（1873）6月11日に創立総会を開催し、8月1日に開業式をあげて正式に発足した。

これが現在の第一勸業銀行（合併前の第一銀行）の前身である第一国立銀行の創業である。「創立に先だつ同年5月7日に、渋沢は井上とともに連袂退官したので、かねての予定どおり、同銀行を主宰することとなり、『銀行

きたものは、財政、金融であるが、この部面におけるお雇い外国人中で最も有名で、最も大きな役割を果たし、最も多くの日本人に敬愛された人はアレキサンダー・アラン・シャンドであったと断言して差し支えないように思う。」（土屋喬雄「お雇い外国人」金融財政編、鹿島研究出版会、19頁）。

46) 前掲「明治財政史」第13巻、623頁。

47) 土屋喬雄、前掲書、28頁（「竜門雑誌」明治43年6月号所掲「渋沢栄一回顧談」より）。

一切の事務立則と現務とに拘わらず、都て之を管理し、相当の考案を立て、頭取其他の役員に告諭又は指令する』総監役の地位を占めた。（のち明治8年8月に総監役が廃止され、頭取が一名に減員となったとき、渋沢は頭取に就任した。』⁴⁸⁾

ここで、井上・渋沢の連袂退官についてふれておきたい。

岩倉使節団の欧米巡遊中、留守内閣の財政は井上大蔵大輔に委され、渋沢大蔵大丞が井上を補佐していた。その財政運営について大蔵省と文部（卿大木喬任）、司法（卿江藤新平）等の各省との間に意見の対立があったが、明治5年10月になって大きな紛争に拡がった。各省の経費請求に対して、井上は財源不足を理由に請求額を削減したのである。渋沢は「翌6年に引続いて、各省と大蔵省との紛議は絶えなかった。前にも申す通り江藤新平と井上との間は別して不折会で、所謂氷炭相容れずという中だから、江藤の意中では全体井上は怪しからん人物だ、唯々各省を詰めるばかりで、而して自分が大蔵省を専横するというのは実に不埒だ、若しこのままにして打捨て置く時にはどこまで跋扈するか知れぬ杯といって、益々その軋轢が烈しくなった。』⁴⁹⁾と回顧し、また「政府でも三条公は頻りに心配しられるが、西郷・板垣は頓着せず、大隈も如何したのであるか、各省の政費増給を拒絶するという大蔵省の具申書面を政府から却下になったから、井上は自身に政府へ出頭して委曲その理由を陳弁したけれども、各参議はこれを聴納れぬというので、井上は嘆息の余り自分へ内話するには、最早や大蔵省の事務には絶望した、畢境この見易き正当の道理が行われぬというは、政府に於て井上を信任せぬのであるから、今更是非もない事だが、今一度政府に出て一身の精神を大隈に吐露して見て、それでも政府に採用せられぬ時は潔く任を辞するより外はないと予めその決意を自分に示して、5月3日に再び政府へ出頭して泣血論弁されたけれども、矢張りその言は用いられることが出来ずして、その日の11時頃に大蔵省に帰って、自分を始めその他の吏員を招いて始めて辞職の事を発

48) 前掲「三井銀行八十年史」72頁。

49) 「雨夜譚」巻之五（前掲「日本人の自伝」第1巻、338頁）。

言した上、更に自分に向って、今申述べたる如く乃公本職を辞すると決心した以上は速かにここを退出するが、就ては足下を始め一同に跡の始末は宜しく御頼み申すといつて、既にその席を退かんとするから、自分は急にこれを引留めて、貴君が御辞職も去ることながら、拙者も亦思う仔細があるからこの際貴君と共に辞表を呈しましょう、蓋し拙者の職を辞すると申すのは今日発意した訳ではない、即ち一昨年以来胚胎して居ることで、辞職を請願したのも既に再三のことだから貴君も御熟知の通りであります。然るを今日まで留任したというは、全く貴君が抱持せられた財務改良の主義に感じて、一臂の力を尽そうと決意したからのことであるが、今に及んでその持論を行われぬ以上は、何を目的に貴君の跡に留まる必要がありますまいやと、明言して、終に井上と袖を連ねて大蔵省を去ったのはその日の12時過ぎであったが、馳て兩人共辞表を政府へ奉呈しました⁵⁰⁾と述べている。

明治6年(1874)5月、井上は官を辞した。渋沢栄一三等出仕・益田孝造幣権頭・陸奥宗光租税頭も連袂辞職した。

辞表を出してから3日後、渋沢は井上と連名で政府に意見書を提出した。その要点は、国庫歳入の力に応じて政務の増大を漸次図るべきであり、財政収支が均衡を失っては、これまでの新政府の努力の成果が損なわれ、政策の方途を誤まるということであつて、明治6年についてみると、歳入が4千万円を見込まれるのに対して、歳出は5千万円であり、1千万円は歳入不足となり、このほかに政府の負債が1億2千万円近くあるとするものであつた。「当時はまだ憲法発布前で議会は存在しないから、『予算の審議権・議決権』をだれが持っているかが明らかでない。否、それだけでなく、『予算案』の作成さえだれの権限が明らかでない。そこで大久保利通のような実力者が、勝手にまず、栄一の歳入見積りの四分の一以上を『攔み取り』してしまうような事態を生ずる。その上、政府『歳入・歳出』を國民に公表する義務がある、などとはだれも考えておらず、秘密にしておくのが当然と思っている。

50) 同上書、339頁。

従って國民は政府の財政状態がどうなっているか全く知らない⁵¹⁾。ところが、井上は「ブラックという外人が出している新聞の「日新真事誌」に、会計上の金の不足が理由で、各省の要求を入れることができなかつたことを、数字を並べて公開した⁵²⁾。なお、この新聞公開について、渋沢は「曙新聞がこの書の全文を登載して世間に公にした⁵³⁾と述べている。また、「維新財政談」では、日新真事誌にも出たが、曙新聞にも出したと述べている。何れにせよ、新聞に公開したのは井上や渋沢自身ではなく、実は、芳川顯正であつたらしい。

この「内部告発」ともいふべき「意見書」を政府が「弾劾文」と受け取つたのは当然であり、大隈はこれに反論して計算の誤りを指摘、自己の起算の根拠を明らかにするため6月9日（明治6年）「歳出入見込会計表」を調整してこれを公開した。「これがわが国の予算の始まりとなつたことは、すでに有名な話である⁵⁴⁾。

渋沢は5月23日依願免出仕という辞令を受け取つているから、「これで全く大蔵省即ち官途の關係は微しもない身分となつたに依つて、そこで前年から企望して居た銀行創立に就いて、三井・小野両家の人々とも協議して銀行事務を担当することを約束して、その月からこれに従事することになりました⁵⁵⁾。

渋沢は大蔵省を退官後、ただちに第一国立銀行創立を内部から指導することになったが、これには渋沢と三野村とが「旧知の間柄で、互に相手の才能と人格を認め、深い信頼關係で結ばれていた結果であつた⁵⁶⁾といわれる。渋沢が三野村をはじめて知つたのは、渋沢がフランスから歸つて横浜に上陸したときであり（明治元年の冬）、その後静岡で商法会所を興したとき、太

51) 山本七平、前掲書、480頁～481頁。

52) 榛葉英治、前掲書、153頁。

53) 「雨夜譚」卷之五（前掲「日本人の自伝」第1卷、339頁）。

54) 前掲「大蔵省百年史」22頁。

55) 「雨夜譚」卷之五（前掲「日本人の自伝」第1卷、340頁）。

56) 山本七平、前掲書、487頁。

政官札を正金に引き替えるため三野村に依頼している。その後、渋沢の大蔵省時代を通じて「家族ぐるみ」のつき合いになったという。三野村は三井の事業に協力するよう希望したが、渋沢は自分一人で事業をやりたいということで、第一国立銀行をはじめるとして渋沢は後年「この第一国立銀行の創設等についても、全く企てたのは私が企てたのでありますが、よからうといって同意して大いに力を入れて下さったのみならず、そのことについて十分賛成してやられたというのは利左衛門さんのお陰であります」と語っている⁵⁷⁾。

第一国立銀行につづいて、第二国立銀行（横浜為替会社の転業）、第三国立銀行（大阪）、第四国立銀行（新潟）、第五国立銀行（大阪）が相次いで創立を申請し、第三国立銀行を除き、次々と開業した。国立銀行条例によって創立された銀行は僅かに4行にすぎなかったが、「併しながらこの国立銀行条例によって我が國の株式組織の銀行が一先づ完成され、将来に銀行發達の基礎を作ったものといって宜い。初めに公（井上）等が金融機関として為替會社を創設して以来国立銀行の完成を見るに至るまでには、決して尋常一様の困難ではなかった。而もこの間に公（井上）は大蔵大輔として英断を以て克くこれが方途を定め、時代に即した會社組織の金融機関を設立せしむることを得たことは、我が銀行業發達の上に偉大なる功業といはねばならぬ。」⁵⁸⁾

この銀行条例に準拠して設立された国立銀行は4行にとどまったが、「日本の經濟土壤にはじめて根をおろし、わが國の近代的銀行制度發展の基礎となったというわけである」⁵⁹⁾。

XVI 後 記

国立銀行条例に準拠して設立された銀行はわずか4行にとどまった。これら4行の經營が不振であったので、その後新規設立は許可されなかったの

57) 山本七平, 前掲書, 488頁~489頁(三野村清一郎「三野村利左衛門伝」より)。

58) 前掲「世外井上公伝」第2巻, 286頁。

59) 土屋喬雄, 前掲書, 43頁。

1988年6月 津守金次郎：わが国における銀行創設前夜（その2）

ある。「政府ハ銀行紙幣一千五百萬圓ヲ製造シテ之カ準備ヲ整ヘタリ然レトモ不幸ニシテ事望ト違ヒ該條例ノ下ニ於テハ國立銀行ノ開業ヲ告ケタルモノ僅ニ四行其ノ發行紙幣下付高百四十二萬圓ニ止マリ頗ル政府ノ計畫ト齟齬シタリ」⁶⁰⁾。

当時、政府紙幣の流通のため正貨は海外に流出する状況であり、正貨兌換の銀行券は発行するとすぐに正貨との兌換を請求されて銀行に戻って来るといふ状況で、銀行券は期待したほど流通せず、従ってその銀行券発行額も僅か2百万円内外にすぎず、政府紙幣整理の大目的も遂に達成することが出来なかった。のみならず、早くも明治7年（1874）には、小野組・島田組が破産した。小野組が大株主となっていた第一国立銀行は倒壊の危機に瀕したが、三野村や渋沢等の努力によりその危機を乗り越えることができた。かくて、明治9年（1876）に至り、国立銀行条例を改正するに至り、従来の金貨で兌換する方式を一変して通貨で引き換える方式に代えることになる。

その後、明治10年代に入ってから、政策の重点を通貨供給から通貨安定へ移さざるを得なくなり、中央銀行の設立という目標が急速に浮上してくるのである。

三井組はもともと単独の銀行創立を意図しており、三井組・小野組共同創立となった第一国立銀行経営は全く不本意であったから、三野村をはじめ三井首脳部は時節の到来を待ちながら周到な用心のうちに苦心を続けることになる。

三井組は第一国立銀行の創立により大蔵省紙幣寮の御用は移管したが、それ以外の諸官署の官金取扱と各県租税金の出納・為替取扱等の業務が残されていた。明治7年小野組・島田組が崩壊すると、財界における三井組の地位を急速に強化することになり、また新政府の支柱として隔絶した地位を維持することになった。そこで三井組は再び単独による銀行経営を企図するに至る。三野村はまず第一国立銀行改革案を提出して三井組による第一国立銀行の再建を図るのであるが、渋沢はむしろ第一国立銀行の経営から三井組の影

60) 前掲「明治財政史」第13巻、3頁。

響を除去することを志向していた。結局、渋沢案が採用され、渋沢は頭取に選出されるのである。

第一国立銀行の経営掌握に失敗した三井組は、三たび銀行設立計画を推進する。明治8年(1875)3月、三井組を三井バンクと改称し、同年7月7日銀行創立願書を東京府知事大久保一翁あてに提出した。かくして明治9年(1876)7月1日三井銀行が開業した。わが国における最初の私立銀行の誕生であった。この頃、政府は国立銀行条例の改正と通常銀行条例制定の議を進めていた。